

2018 年度版 静岡県 U15 カテゴリーのクラブ登録及びリーグ戦への取組について

1 登録について

- ① 2017 年度までの中学校登録チームは、2018 年度以降も変更はない。新たに町クラブや教室等のクラブチーム登録を認める。また、Bリーグのユースチームができる場合、Bユースとしての登録も始まる。
- ② 中学校とクラブチームの二重登録は認めない。ただし、中学校とBユースの二重登録は 2019 年度までは認められる。2020 年度以降は、すべての選手が二重登録は認められない。
- ③ 年度当初に登録をしている選手は、一度だけに限り、移籍が認められる。ただし、移籍が認められる期間は、中体連夏季大会終了後（登録中学校の敗退後）から、8 月 31 日までとする。
※ 原則として移籍が認められるのは、中学校またはクラブからクラブチームへの移籍のみであり、また中学校 3 年生のみである。
- ④ クラブチームの登録については、チーム代表者が J B A コーチライセンスを取得している者でなければならない。
- ⑤ ③により、クラブチームの登録時に、選手が 0 人であっても登録は認められる。ただし、クラブチーム登録は、静岡県の U 1 5 カテゴリーの登録締切期日である 4 月 30 日までに行う。それ以降は一切認められない。
※ 現在、J B A の登録がシステムトラブルによりできない状態のため、クラブチーム登録の意志があるチーム代表者は、4 月 30 日までに所属支部長まで一報すること

2 リーグ戦について

- ① 2019 年度より、本格実施をする。2018 年度については、静岡県西部地区（小笠地区・磐周地区・浜松地区）のみで試行する。
- ② 8 月または 9 月より 2 月まで、月 1 回程度のリーグ戦を後期リーグとして行う。
- ③ 後期リーグに参加できるチームは、J B A 登録をした中学校及びクラブチーム、Bユースである。
※ 2019 年度より、このリーグ戦に参加したチーム中から 1 チームが開催予定のジュニアウィンターカップへの出場権を得る。
- ④ リーグ戦への参加は任意である。前期リーグ戦及び後期リーグ戦ともに、参加申請は、登録締切期日の 4 月 30 日までとする。それ以降の参加は認められない。
- ⑤ リーグ戦のリーグ決定は、U 1 5 カテゴリー運営部会で決定する。
- ⑥ リーグ戦は、原則として受益者負担である。ただし、2018 年度については、参加費はとらずに試行する。
- ⑦ リーグ戦の運営は、リーグ内のチームスタッフによる運営とする。会場確保や会場準備、審判や T O 等は、リーグ内で企画・運営する。
- ⑧ リーグ戦は、1 日 2 試合を原則とする。1 試合通しての試合時間でなくても良い。下記のように、3 チームによる一回り目を前半、二回り目を後半としても良い。
(例 I 対 II 前半→II 対 III 前半→III 対 I 前半→I 対 II 後半→II 対 III 後半→III 対 I 後半)

3 その他

- ① 静岡県バスケットボール協会として、U 1 5 カテゴリー内にクラブをまとめるために、今後 U 1 5 カテゴリー部会クラブ県代表者、その下に東中西支部クラブ代表を置く。クラブ登録をする場合には、まず各支部のクラブ代表に申請し、承諾を得た上で登録が認められる。
- ② 2018 年度の登録及びリーグ戦参加については、(一社) 静岡県バスケットボール協会理事 (U 1 5 カテゴリー部会長) の青島正和 (浜松市教委) に連絡した上で、登録を進める。
- ③ U 1 5 カテゴリー運営部会は、県協会 U 1 5 カテゴリー部会長、クラブ県代表者、県リーグ戦担当者 (中学・クラブ・ユース)、東中西支部長、東中西支部リーグ戦担当者 (中学・クラブ) で組織する。

U 1 5 カテゴリー部会長	青島正和 (浜松市教委)	090-2778-8418
副部会長	海野佑治 (静岡服織中)	090-9938-2901
東部支部長	小林義晃 (伊東南中)	090-3952-8344
中部支部長	松山 祥 (静岡東中)	090-8739-4061
西部支部長	小笠原将人 (浜松篠原中)	090-9927-8980

■ 競技環境充実のための新たな取り組みおよび登録制度の改定について

(JBAのHPより)

1. 制度改定のねらい

平成 30 年度(2018 年度)からの新登録制度は、日本全体を視野に入れた、バスケットボールの発展のために設計されました。今後は新制度を基盤として、日本のバスケットボールが目指すべき、「より強く」「より広く」「より社会へ」という統一ビジョンに添い、下記例のような活動を積極的に推進していくこととなります。

- (1) 小中高という学校制度の中で、「それぞれの場で完結」していた競技・育成環境を、連続性と一貫性を持たせるための制度設計に変換する。
- (2) 上記の小中高世代からシニア世代まで、全てのバスケットボールファミリーが多くの試合を楽しめるよう、大きな裾野を持つ、数多くの世代別・レベル別のリーグ戦を創出する。
- (3) 上記環境を実現するために、審判、指導者、大会運営者等、周辺人材の育成を図る。
- (4) 他のスポーツや文化活動と、共生・協働できる、スポーツ空間の開発等、バスケットボールの価値を社会に還元できる活動を指向する。

2. 登録制度の主な変更内容

(1) 枠組みの変更

現行の連盟を基本とした枠組みから、「U12」「U15」「U18」「一般」「障がい者」のカテゴリー区分での枠組みに変更します。

※ U15、U18 では、中学、高校チーム以外にもクラブチーム、Bリーグのユースチームも登録可能。

※ 一般では、これまでの「実業団」「クラブ」「教員」「家庭婦人」といった枠組みを見直し、「地域」「オープン」「エンジョイ」「オーバーエイジ 40」「オーバーエイジ 50」に再編。

※※ 詳細は「競技環境充実のための新たな取り組みおよび登録制度の改定について」をご参照ください。※※

(2) 登録料徴収権限の見直し

① これまで各種の団体(JBA、全国連盟、ブロック連盟、都道府県協会、都道府県連盟等)で、さまざまな金額と形式で集められていた登録料を、総合的な見知を持って一元化し、登録料の徴収は JBA と都道府県協会のみで行います。

② 同じく、各種の団体によってさまざまな使い方をしてきた登録料を、一貫した意志を持って、効率的に利用できる制度にします。

(3) 金額の見直し

チーム加盟料、競技者登録料とも、JBA への中央集約→配分(D-fund 制度)を行うことにより、地域による登録料の格差を是正します。

※※ 金額は「競技環境充実のための新たな取り組みおよび登録制度の改定について」をご参照ください。※※

(4) システムの変更

制度改定に伴い、平成 30 年度(2018 年度)からは新登録管理システムを導入します。(システムに関する詳細は別途ご案内いたします。)

3. 最後に

登録とは、日本の「バスケットボールファミリー」の一員になることであり、日本バスケットボール協会や都道府県バスケットボール協会等が開催する公式競技会に「出場する権利」を得ることです。

当協会(JBA)は、全国から集まった登録料を、日本のバスケットボールファミリー全ての皆さまに、様々な形でバスケットボールを楽しんでいただくために、そして、日本バスケットボールが強くなるために、多様な大会や環境作りに役立てます。